

## ベビーカーの検査マニュアル

一般財団法人 製品安全協会  
制定 1974年 7月 25日  
改正 1976年 12月 16日  
改正 1977年 4月 25日  
改正 1978年 2月 1日  
改正 1982年 4月 1日  
改正 2004年 6月 25日  
改正 2006年 12月 20日  
改正 2009年 4月 17日  
改正 2015年 3月 10日  
改正 2017年 4月 3日

### I 目的

本検査マニュアルは、ベビーカーのSG基準（28安全業G第160号2017年4月1日）の各項目の解釈及び試験方法の詳細を定めたものであり、本検査マニュアルに疑義が生じたときは、一般財団法人製品安全協会及び業務委託検査機関等との間で協議し、対応を決定する。

### II 「4 安全性品質」について

#### 1. (1) 基準確認方法

- a) 乳幼児が容易に触れる部分に傷害を与える恐れのある構造や金属等の材料が使用されているときは、容易に外れたり、破損したりしない構造のものでカバーされていること。
- b) 正常な姿勢で乗車している乳幼児の手足が届く範囲であり（原則として、手すり内面部を含むシート面の上下左右方向に150mmまでは乳幼児が容易にアクセスする部位と見なす）、折り畳み部、駆動及び取付け・取外し部を含む座席（シート）周辺、フロントガード、手すり部、日よけ、ステップ、車輪などの各部及びその各部の接合部分、カシメ部分、加工部分などを目視、触感により確認する。

#### 1. (2) 基準

- a) 「乳幼児の手足の届く範囲」とは次の部位をいう。  
正常な姿勢で乗車している乳幼児の手足が届く範囲であり、座席（シート）部及びその周辺（折り畳み部、駆動及び取付け・取外部、フロントガード、手すり部などを含む）、ステップ部などをいう。なお、正常な姿勢で乗車中に手足が届く範囲内に日よけ、車輪などがある場合は、その部位も含むものとする。
- b) 「すき間」には、通常の使用条件下において、挟まれた指に、傷害を与える可能性がある圧迫を与えたり、粉碎したりするおそれがあるすき間が含まれるものとする。

- c) 開閉機構部などの構造上やむを得ない部位にあつては、図6に示す警告標識を表示することで、危険なすき間から除外する。ただし、一般財団法人製品安全協会及び業務委託検査機関で協議し傷害与える可能性が高いと判断されるものは、この限りではない。
- d) 「深さ5mm未満のすき間」は、図1をいう。また、図2のように5mm以上13mm未満のすき間であっても、一端の開いた溝は傷害を与えるおそれのあるすき間とはみなさない。

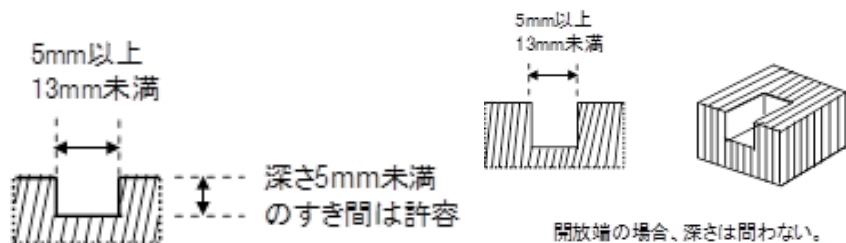


図 1

図 2

- e) 片側が柔軟性のある材料で構成されているすき間は、傷害を与えるすき間とはみなさない。
- f) 日よけなどが同梱されている場合には、原則として取り付けられた状態で測定を行う。
- g) 「すき間」には、製品が揺動されることで、接する2部材間に手指が入る可能性がある箇所も含むものとする。ただし、対象となる箇所は、乳幼児が正常にシートに乗った状態で手指が触れうる箇所（手すり、手すりの下のフレーム部位、フロントガード部など）とし、シートの裏面側、ステップ部位は除く。

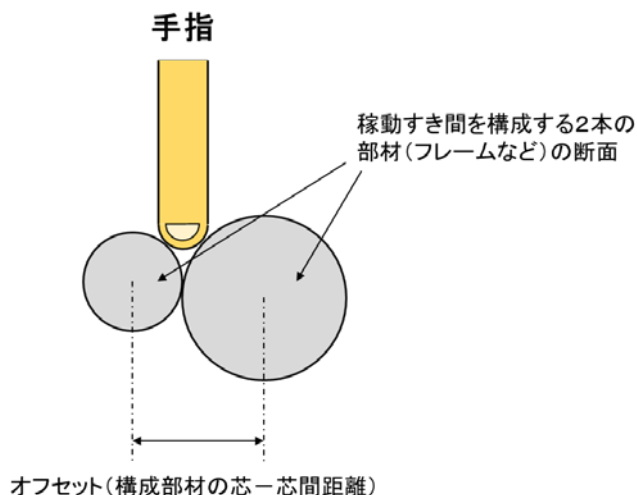


図3 製品の揺動によって入っていく可能性があるすき間

### 1. (2) 基準確認方法

- a) 「すき間の有無」は、適切に測定できればノギス等でも確認することができる。
- b) 栓ゲージが入るすき間とは、容易に外れないカバー等で覆われて、栓ゲージが入らない構造のものは含まない。

なお、栓ゲージの構造は、図4のとおりとし、検査有効部位が触れる箇所を指が届く長さとする。

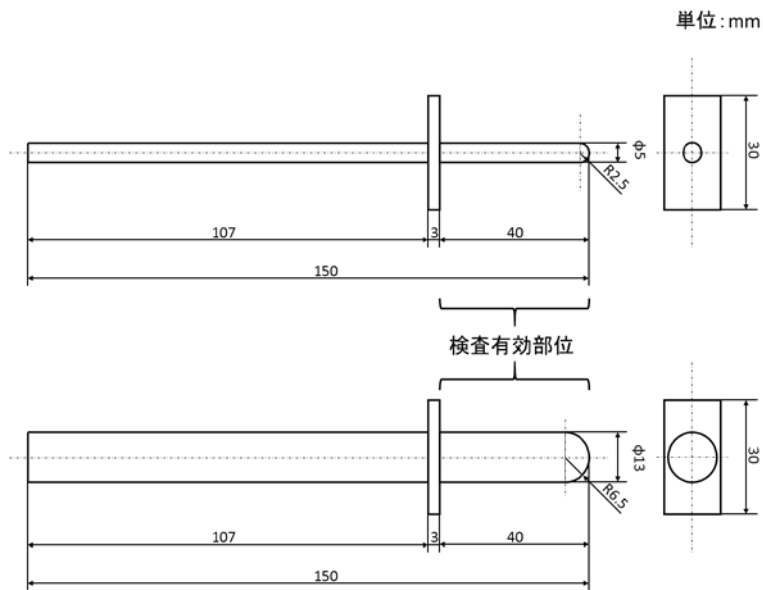


図4 折り畳み部位計測用栓ゲージ

- c) 製品が揺動されることで、接する2部材間に手指が入る可能性がある箇所は、製品を揺動させたとき、5mmの栓ゲージ先端が押さえつけることなく入ってかないことを確認する。ただし、10N以下の引き抜き力で抜けるものにあつては、この限りではない。なお、引き抜き力の計測は、1N単位で計測できるプッシュプルゲージ等を用い、隙間に対して栓ゲージの先端が垂直な角度を維持しながら、垂直方向に引き抜き計測すること。

また、ここで用いる栓ゲージは、以下の通りとする。

直径；5mm（先端の曲率半径2.5mm）

材質；ステンレス棒

長さ；150mm

質量；32.8g±0.5g

表面あらさ（検査有効部位に相当する長さ部位）；以下に示す粗さ区分とする。

$R_y (R_{max}) = 25s$

$R_a = 6.3s$

$R_z = 25z \nabla \nabla$

備考；旧 J I S 表示で言う  $\nabla \nabla$  に相当。

### 1. (3) 基準確認方法

- a) 「折り畳み操作中のすき間」の確認は、栓ゲージとし、適切に測定できればノギス等でも確認することができる。
- b) 図5に示す矢印の箇所を最重要箇所とし、基準確認方法で指定する各部の曲率半径の適合等の措置を講じなければならない箇所とする。  
他の箇所については、製品を折り畳んだ状態から開く過程で、製品の外表面に面する箇所を対象とする。

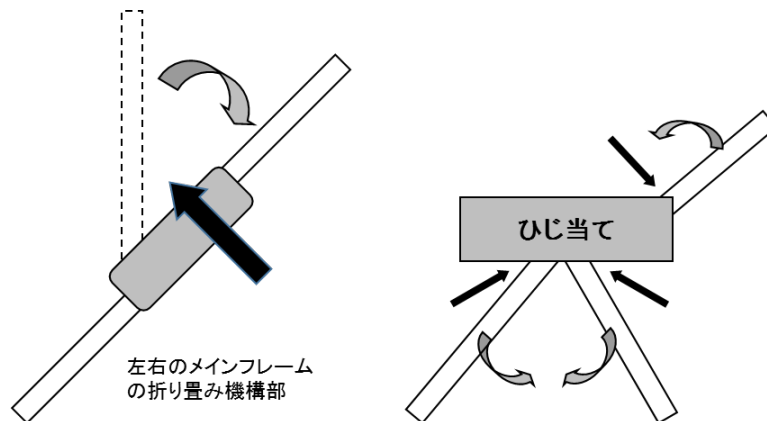


図5 折り畳み時に発生する危険なすき間の重点部位

- c) 「指挟み注意」の警告標識は、安全警告標識（▲）と共に「指挟み注意」又はピクトグラムによる表示をすること。図6に例を示す。

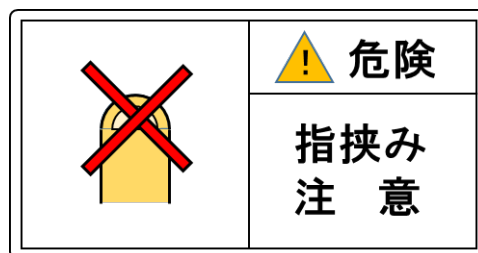


図6 ピクトグラムの例

- d) 開閉動作時にダンパ機構等によって開閉動作が減速するものにあつては、製品本体の警告標識の代わりに、製品本体に該当する箇所を一括して図示して、警告する注意表示、及び取扱説明書にさらに詳細な図示を伴う注意事項を設けてもよい。

#### 1. (4) 基準確認方法

- 座面の角度は、座面の上面と背もたれの上面との角度とする。
- 角度計測は、1. (2)の質量ダミーにより行い、背もたれと座面の継ぎ目に、質量ダミーの回転部を合わせて載せ角度を測定する。
- 頭当て等に接触し質量ダミーが背もたれ上面に密着しない場合には、質量ダミーを押しながら背もたれに密着させた状態で角度を測定すること。なお、背もたれ部を押しても密着しない場合には、質量ダミーを上下逆にして背もたれ面を下にして測定しても良い。
- 座面の後傾は、座面の角度が $0^{\circ}$ 以上であることを測定する。

1. (5) 基準確認方法

- a) 対面車については、前輪を後輪と読み換えるものとする。
- b) 背の角度の測定にあたっては、背もたれに直接角度計をあてて角度を計測するか、背もたれの上端と下端を結んだ直線で計測して計算値で求めてもよい。

1. (6) 基準確認方法

- a) 寸法ダミーの材質及び質量は特に取り決めはない。
- b) ベビーカーへの寸法ダミーの設置は、原則としてシートベルトに寸法ダミーを装着した状態（リクライニング機構がある場合は、最も寝かした状態）とする。なお、背角度によって圧迫性やシートベルトなどの装着が困難になるおそれがある場合などは、必要に応じてリクライニングの角度を変えて確認を行う。
- c) 壁面高さの確認は、シートを寝かした状態（リクライニング機構がある場合は、最も寝かした状態）で、シートの中央位置に（原則として座と背もたれにまたがるように）、幅 100mm×250mm のあて板を介して 10kg の重錘を載せ、板の下面からシートの各壁面上端までの高さを計測する。側面部位の計測対象部位は、側面の頭頂部位接点から、腰部部位までとする。腰部部位とは、座面と背もたれの接点位置から座面方向に 100mm までとする。なお、頭頂部位の足部位周辺の壁面高さについては、あて板平面の延長上の平面からの垂直高さとする。

1. (7) 基準確認方法

- a) シート背部の長さは 380mm 以上であることをスケール等で背もたれを最も立てた状態で計測すること。
- b) シートの背部と座部との境界が明確ではないにあつては、後述の図 1 8 に示す安定性試験用重すいをシートの座部上に、自重で最も背部に近い位置で立つように設置し（左右方向の中央位置になるように）、座部から背部の最上部までの長さを計測すること。
- c) シート背部の延長上に頭当てがあるものは頭当てを含めて計測してもよい。

1. (8) 基準確認方法

「車輪の外径」とは、車輪の最小外径をいい、1 台につき前輪及び後輪各々 1 個を測定するものとする。

1. (9) 基準

- a) 寸法ダミーを座位姿勢で載せて、シートベルトを装着して肩、腰、股の各部を支持できるかを確認する。
- b) 「股ベルトにあつては幅 50mm 以上」とは、股ベルトが取り付けられている部分から止める部分までの最小幅が 50mm 以上であることをいう。なお、カバー等でほとんどの部位が覆われているものにあつては、そのカバー一部で幅を計測するものとする。
- c) 「腰ベルトにあつては幅 25mm 以上」とは、シートベルトが取り付けられている部分から任意の長さに調節できる部分までのシートベルトの最小幅が 25mm 以上であることを

いう。

- d) 「肩ベルトにあっては幅 15mm 以上」とは、肩ベルトが取り付けられている部分から止める部分までの最小幅が 15mm 以上であることをいう。
- e) 適用月齢が 24 か月を越えるものなどで、肩ベルトを背に固定する箇所での調節できるもの（固定箇所を乳幼児の体格に応じて変えられるもの）であってよいが、おすわりしている乳幼児の首の回りに垂れるような状態にならないよう、長さ調節ができるものであること。

#### 1. (11) 基準確認方法

各部の最低地上高さは、座面の下にカゴを有するものにあつては、原則として 2ℓ のペットボトルを満水にしてカゴに寝かせた状態に入れて測定すること。

#### 1. (12) 基準確認方法

- a) 図 7 に示すように、厚さ 25mm のドアに、図 8 に示すドアゴムを装備したドアシミュレータを用い、ステップより下部位置を 500N の力 (F) で挟み込み、ドアが異物を挟んでいると検知した状態となるかを確認すること。なお、ドアゴムは製品安全協会が指定するドアゴムとする。

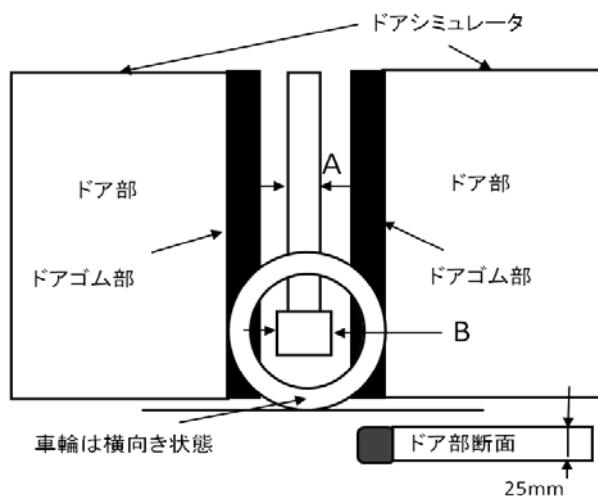


図 7 列車ドア検知試験例

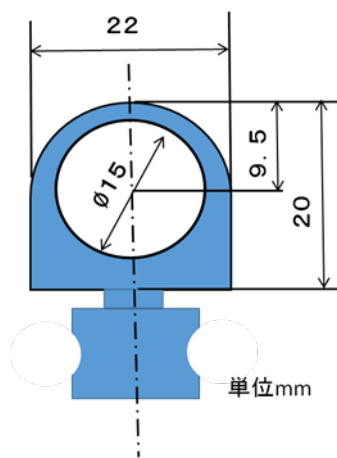


図 8 ドアゴムの断面 (参考図)

- b) 500N のドア閉め力は、一方のドアを固定状態にして、一方のドア側に閉める力を加える方式でよいものとする。
- c) ステップ以下の A 部のフレーム部位、及び双輪を横に向けた状態の B 部に対して行う。対面式にあつては、前後の両方の向き状態で行う。なお、ステップが柔軟な材料でできているものは、原則としてドアシミュレータがステップに触れない箇所で検査を行う。
- d) ドアの厚さ及び幅の公差は  $-0\text{mm}$ 、 $+2\text{mm}$  とする。
- e) ドアゴムは、下端から 30mm は中空状態、その上部部 100mm 又は 300mm までは芯が入

っており、その上方は芯が入っていない構造を標準状態として想定している。原則としてドアゴムの中空部分で検査を行う。

- f) シミュレータのドア検知感度は、ドアゴムの芯が入っていない箇所でφ35mmの丸棒が検知する感度に調整すること。
- g) 検知感度の校正および試験は、試験室の標準状態として、原則として温度20°C±5°C、湿度50%±10%とする。
- h) 検査は、原則としてベビーカーに乳幼児が乗った状態での列車への乗降を想定した試験とする。そのため、乳幼児が落下するような乗降動作での検査は不適當である。なお、検査では製品にダミーを乗せる必要はなく、以下の手順で、製品の列車ドアシミュレータへの侵入条件を決定し、行う。

#### 手順1. 最もドアに検知されにくい状態での侵入角度の決定

図9に示すように、ステップより下の車輪部等が挟まった場合に最も検知されにくい侵入角度( $\theta_1$ )条件を決定する。この角度は、双輪がシミュレータドアと平行(単輪の場合は垂直)になり、ステップ下部のフレーム部を含めて、挟まり部が最も細くなるような条件をいう。

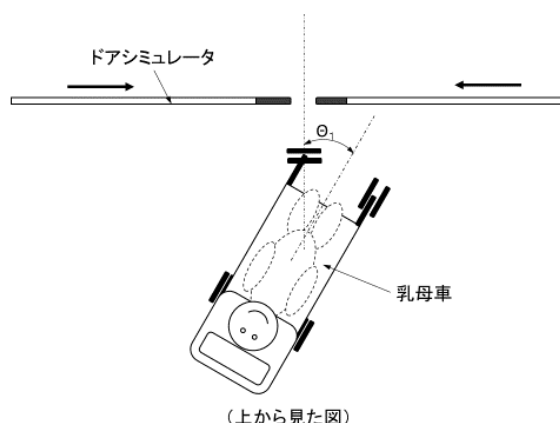


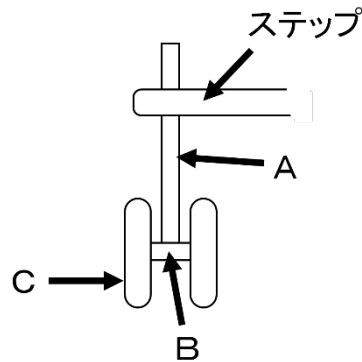
図9 手順1. 侵入角度( $\theta_1$ )の決定

備考 この角度は、製品の構造によって異なる固有条件である。

#### 手順2. 検査の実施

上記の侵入角度で、ドアシミュレータで、図10のA部、B部(又はC部)のもっともドア検知されにくい部位をドアゴムの中空部分に挟ませる。このとき、水平状態及び前輪を200mm上げた状態でドアシミュレータに侵入させる。なお、後輪は2輪とも床に設置した状態(原則床から後輪が浮かない状態)で確認する。

なお、ハンドル切り替えのものは、ハンドル位置を前後の両方の状態(背面方向及び対面方向)で、侵入動作条件を設定し、試験を行う。背もたれ角度については、原則として最も立てた状態、又は厳しい条件となるよう設定する。



- A : 車輪取り付けステー部
- B : (双輪のもの) 車輪間部位
- C : (単輪のもの) タイヤの幅部位

図10 ドアシミュレータでドアゴムに挟ませる部位

1. (13) 基準

- a) 乳幼児の手の届く範囲内にある止め具で、図11のようなフック式の止め金具にあっては、2重の止め機構を有するか、乳幼児が容易に開閉できない止め具であること。
- b) フック式については、バギータイプなどで、後方フレームの中央位置が中折れ式になっているもの等で、止め金具の開閉操作を、ダブルロック、ダブルアクションによって行う機構で、例として図12のような機構を示す。また、中折れ部に対してスライドカバーなどの補助機構がついており、解除する場合はその止め機構を(足で)操作するなどして解除することによって、中折れが可能になる機構などを含むものとする。

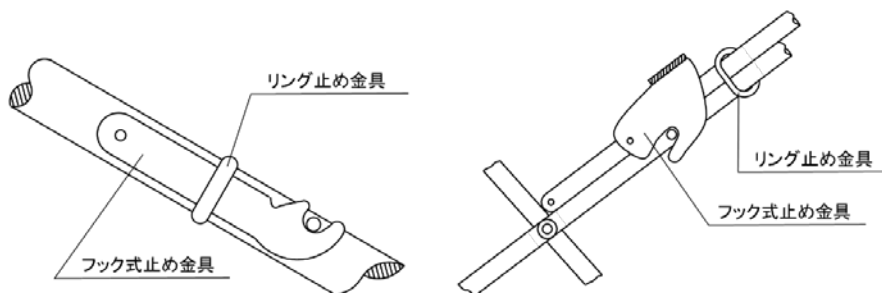


図11 2重の止め機構の参考

- c) 「乳幼児が容易に開閉できない」とは、シート上に質量ダミーを正しい姿勢で乗せ、フックの開く方向については、つまみ部先端から10mmの点をバネばかり等で引っ張ったとき、10N以上の力を要するものとする。また、閉じる方向については、つまみ部先



端から 20mm の点を、ばねばかり等で引っ張ったとき、200N 以下の力を要することをいう。なお、左右のフックについて、それぞれ行う。

1. (14) 基準確認方法

ストoppaが容易に操作できるか否かを検査する場合は、シートに荷重を載せないで行う。

2. (1) 基準確認方法

- a) 破損等の確認箇所は、ステップ及びステップの固定・支持箇所を原則とする。
- b) 緩衝装置及び緩衝する部分を固定し上下に調節できるステップにあっては、最も下げた状態で試験を行う。
- c) ステップへの負荷は、荷重試験器により重すいの質量に相当する力を加えて確認しても良い。

2. (2) 基準確認方法

ベルトの引っ張り速度は 500mm/min±50mm とする。

2. (3) 基準確認方法

- a) 力の負荷時間は 5 秒間とする。
- b) 図 1 2 のように丸棒を股ベルトと腰ベルトの継ぎ目に丸棒を通して引っ張る。この時に、腰ベルト又は肩ベルトに張力がかからない場合には、各ベルトを対にしてその部分毎に力を加えて確認する。

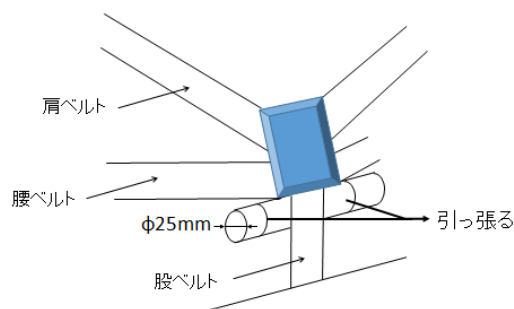


図 1 2 シートベルトの強度試験

2. (4) 基準確認方法

- a) 「任意の方向」とは、フロントガードに開閉機構を有するものは開く（外す）方向とし、開く方向が機構的に明確でないものは、原則として前方に引っ張るものとする。
- b) 力の負荷時間は、5秒間とする。

2. (5) 基準確認方法

図 13 に示す a 及び b について確認する。

- a の車輪とフレームの取付け強度は、前輪部分をフレームから外れる方向に力を加える。
- b の軸方向の強度は、双輪にあっては車軸から車輪が外れる方向に力を加える。単輪にあっては、車軸を支えている部位に力を外側方向に加える。

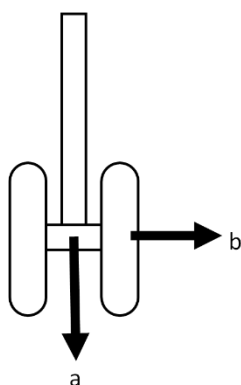


図 1 3 車輪の取付け強度

3. (1) 基準確認方法

- a) リクライニング機構のあるものは、最も倒した状態にして測定するものとする。
- b) ストップを装備しているものには、ストップをきかせない状態で測定するものとする。
- c) 対面ハンドルへの切替え構造のものには、ハンドルは任意の方向に固定して測定するものとする。
- d) 質量ダミーへの加速度計の取り付けは、図 1 4 の A の回転軸付近に取り付け、加速度の計測方向が鉛直になるように取り付ける。なお、加速度計を鉛直方向に保持するための治具を用いても良い。

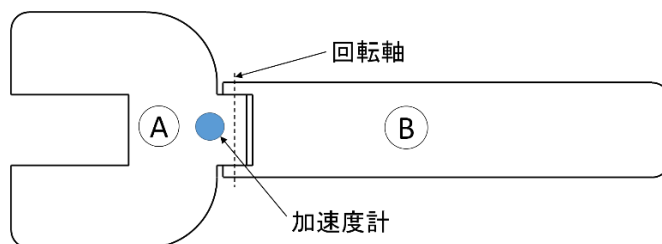


図 1 4 質量ダミーへの加速度計の取り付け

- d) 加速度計の仕様は、原則として以下とする。
- ・周波数特性は 0Hz～150Hz において許容誤差が  $\pm 0.5$ db 以下。
  - ・固有振動数は 250Hz 以上
  - ・最大測定値は  $98\text{m/s}^2$  以下。
- e) 質量ダミーの座面への設置は、原則としてシートベルト等で固定しないで載せたままの状態とする。
- ただし、振動などで質量ダミーと座面に著しいズレを生じる場合には、測定に影響しない範囲でズレ止めの処置を行ってもよい。
- f) 測定記録装置の総合周波数特性は JIS D1050（自動車—衝撃試験における計測）に規定される周波数クラス 60 を推奨する。また、サンプリング周期は、標準として 1ms とする。
- g) 加速度計の校正方法の推奨例を以下に示す。
- 計測方向が水平になるように静置し感知しない状態を確認する。次に、計測方向が鉛直になるように静置し（ $9.8\text{m/s}^2$  がかかった状態で、それを感知した状態）モニターの縦軸 0 に合わせる。
- なお、加速度計のダミーへの設置は、下からの衝撃（下側を軽く打つ）がプラス側にモニター表示するように設置する。
- h) ドラムは直径 200mm の鋼製ドラムとし、段差の形状は図 1 5 のとおりとする。
- i) 試験は、前輪をドラムに載せた状態と、後輪を載せた状態の両方で行う。
- j) 加速度の計測は、振動衝撃試験を実施し、ドラム上を走行させ、モニターによって振動衝撃加速度値が安定した状態の衝撃振動波形を最低 5 回サイクル計測する（図 1 6 参照）。安定した状態とは、不規則に高い又は低い計測値が現れない状態をいう。この計測データを記録し、最大加速度値の読みを計測する。
- k) 検出波形からの最大加速度は、上方への加速をプラス側とし、プラス側のみを読むものとする（図 1 6 参照）。ただし、上述の f) のように加速度計を設置した場合である。この場合マイナス側は、重力加速度  $9.8\text{m/s}^2$  が乗った状態の波形を計測している。なお、計測値は、小数点以下 1 位を切り捨てとする。

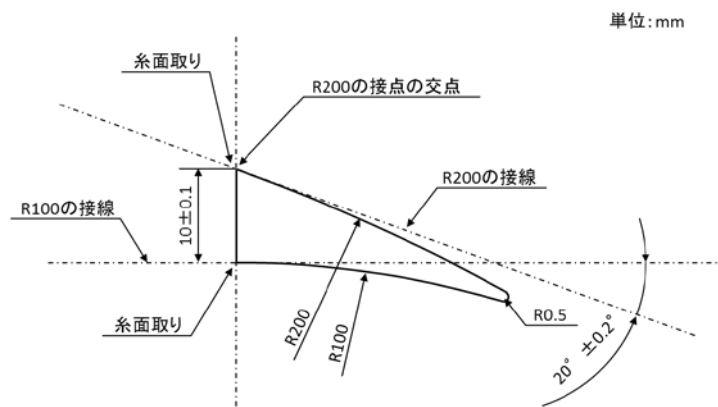


図 1 5 振動衝撃試験用段差形状

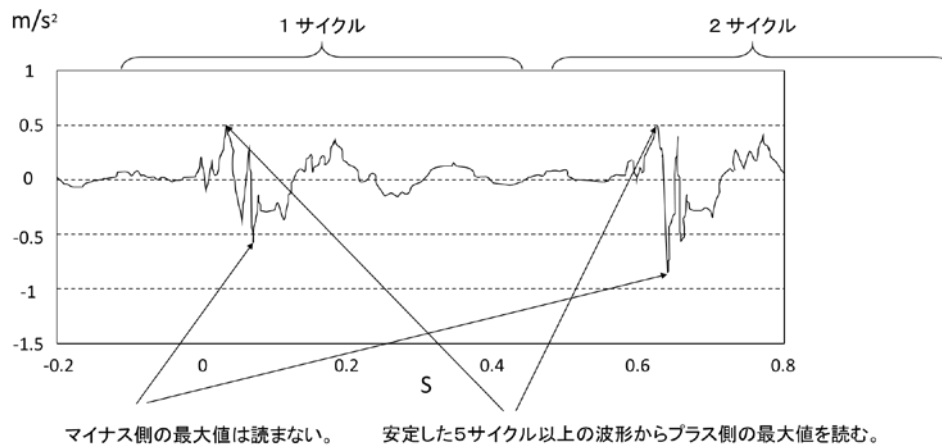


図 1 6 振動加速度計の計測

### 3. (2) 基準確認方法

- a) 振動衝撃試験は、質量ダミーを取り外し重りを載せて試験を行うものとし、座席中央部及び背もたれに載せる重りは、それぞれのおもりが移動しないよう固定すること。
- b) ハンドル部の折り畳まれる方向に加える 200N の力は、折り畳みロック機構を解除しない状態で通常の折り畳み操作を行い、その際の操作力を 200N とする。ハンドル部のロック機構を手で解除する製品にあっては、折り畳まれる方向に力が加わるように、必要に応じて前輪側に力が加わるように支点を設ける。
- c) ハンドル部への負荷は、ハンドル部に 2kg 又は 10kg の質量の重りを固定する。ハンドルへの取付は振動で重りが大きく振れたり偏ったりしないように取り付ける。
- d) カゴ等が付いている場合には、無負荷の状態とする。
- e) ドラムに載せない車輪の固定は、車輪近傍のフレーム部を固定しても良い。

### 4 基準確認方法

- a) 重すいはシート上の座席部に載せ、一端が背もたれに接する位置とする。
- b) 回転の有無の確認は、前後方向の各々で行う。

### 5 基準確認方法

- a) 「合板で作った 10° の傾斜台」の表面のあらさはベニヤ合板程度のあらさとし、質量 15kg の重すいを乗せたとき、著しいたわみがない構造のものであること。
- b) 傾斜台からベビーカーを転送させるときは、リクライニング機構のあるものは最も立てた状態にし、またベビーカーを傾斜台に置く位置は、傾斜台と路面の接する所から傾斜台の上方 1.5m の位置に前輪の車輪部分を合わせ、かつ、前後の車輪間中央が傾斜台の走行方向の中央線上にあるように静置し、静かに手を離し転送させるものとする。

- c) キャスタ付にあつては、停車時にキャスタの旋回部分が前後方向で固定される装置を装着していること。ただし、ストッパの固定性試験で左右方向に傾斜させて基準に適合するものはこの限りではない。
- d) キャスタ付のもの又は車軸が個々に独立している車軸にあつては、キャスタ又はその車軸を後方に位置させ走行させるものとする。ただし、前輪及び後輪がキャスタ又は車軸が個々に独立している車輪のものにあつては、前向きに走行させるものとする。
- e) キャスタの向きを固定できるものにあつては、固定しないでフリーの状態で行う。
- d) 走行試験は原則として背面方向で行う。

## 6 基準確認方法

- a) 傾斜板は、質量 30kg の重すいを乗せたとき、著しいたわみがない構造であつて試験を行う際、十分に満足できる広さであること。
- b) 製品はストッパをきかせた状態とし、傾斜面には、高さ 25mm の止め具が装備されていること。なお、車輪が段差を乗り越える場合にあつては、乗り越えない高さの止め具を装備すること。製品の車輪の下側になる車輪 2 個が、この止め具で止まっている状態で試験を行う。自在輪（向きが変わるキャスタ）である場合は、原則として最も転倒しやすい向き（内側）にむける。
- c) 質量 9kg の重すいの仕様は、以下とする（図 1 7 参照）。
  - 直径 ; 160mm ± 5mm
  - 高さ ; 300mm ± 5mm
  - 質量 ; 9kg (+0.01kg、-0kg)
  - 重心 ; 円柱体の中心にあたること
  - 縁 ; 曲率が 5mm ± 1mm に丸められていること。
  - その他 ; 重すいの固定のための凸部を中央高さ位置に対角に各 1 箇所設ける。

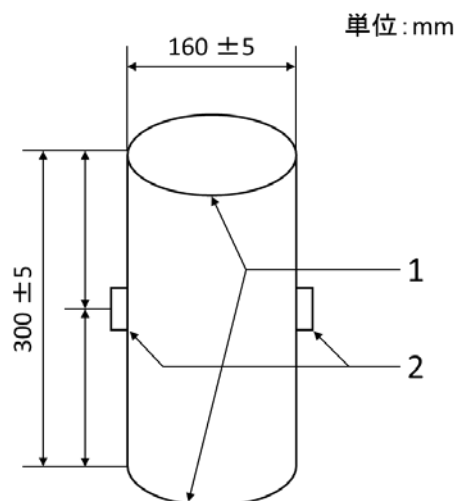


図 1 7 質量 9kg の安定性試験用重すい

質量 15kg の重すいの仕様は、以下とする（図 1 8 参照）。

直径 ; 200mm ± 5mm

高さ ; 300mm ± 5mm

質量 ; 15kg (+0.01kg、-0kg)

重心 ; 円柱体の中心にあたること

縁 ; 曲率が 5mm±1mm に丸められていること。

その他 ; 重すいの固定のための凸部を中央高さ位置に対角に各 1 箇所設ける。

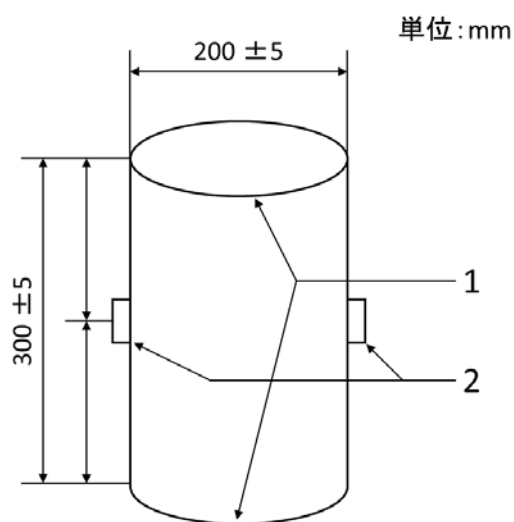
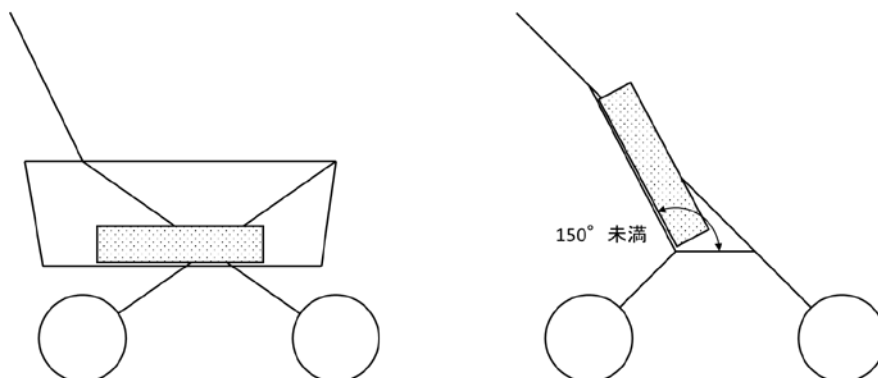


図 1 8 質量 15kg の安定性試験用重すい

d) 重すいの設置は、図 1 9 のとおりとする。また、重すいは、座面中央位置から試験中に傾いたりずれたりしないようにひも等によって固定すること。



(1) 背もたれを倒した状態への重すい設置 (2) 背もたれを立てた状態への重すい設置

図 1 9 重すいの設置状態

- e) 背もたれを立てた状態への重すいの固定は、背もたれをもっとも立てた状態とし、この時に重すいが座席面と  $150^\circ$  未満になるよう重すいの下に当て板などを介して設置すること。
- f) ハンドル切り替え式のものにあつては、対面状態にして質量 9kg の重りをのせて背もたれを寝かせた状態及び背もたれを立てた状態で試験を行う。
- h) 背もたれの裏側に袋等が装着されたものの転倒試験は、記載された積載質量に相当する重すいを均一に入れて試験するものとする。ただし、積載質量の記載がない製品にあつては、水を一杯に入れた 500cc ペットボトル 3 本を袋等に入れて測定するものとする。
- i) 3 輪のものにあつては、左右と前方向は、右斜め前方向と左斜め前方向の 2 方向に読み替えるものとする。なお、前輪の向きは、図 20 に示すように、自在輪の前輪を傾斜板に平行と垂直向きで行う。

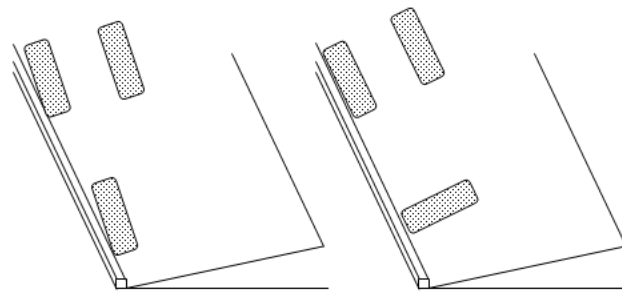


図 20 3 輪のものの車輪の向き

## 7. 基準確認方法

- a) 鉄製の壁面の高さは、衝突させる車輪の車軸高さよりも高くすること。
- b) 重すいは図 18 に示す質量 15kg の重りを設置すること。なお、重りの設置は、試験中動かないようひも等によって固定すること。
- c) 衝突後に転倒しないように、ハンドル等をひも等で支えて試験を行うこと。
- d) 衝突試験後に、ハンドルの動きや折り畳み操作に異常がないことを確認する。

## 8. (1) 基準

ここでいう「合成樹脂製部品」とは、合成高分子物質を基材として、熱、圧力あるいはその両者によって塑性変形させて成形した部品をいう。ただし、繊維、ゴム、接着剤などを除く。

## 8. (1) 基準確認方法

- a) 「部品又は付属品の色違いのものについては、色ごとに衛生試験を行う。
- b) 複合体で表・裏の構成の異なるもの（例えば、ビニルレザークロスなど）で片面のみ

が乳幼児に接触すると認められるものは、その片面について衛生試験を行う。

- c) 試験材料の大きさ約 100mm×200mm の範囲で、柄、模様面（印刷面を含む）が単色になる場合は単色ごととし、混色になる場合は、混色で衛生試験を行う。
- d) 第三者試験機関又は材料供給者が発行する試験成績書（申請日から 2 年以内に発行されたもの）によって確認する。

#### 8. (2) 基準確認方法

- a) 試験は、乳幼児が接するシート上面の生地を対象とする。そのため、シート生地の縫製糸及び面は対象とはしない。
- b) 引用する省令第 34 号別表は、「繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋及びくつした（出生後 24 月以内の乳幼児のものを除く）並びにたび、かつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたとめに使用される接着剤」の規定による。
- c) 第三者試験機関又は材料供給者が発行する試験成績書（申請日から 2 年以内に発行されたもの）によって確認する。

#### 9. 付属品

- a) 付属品については、同梱されたものについて確認することとし、原則として取り付けた状態で行うが、試験状態により取り外すなどして不利な条件で行う。
- b) カーシート等が取り付けられるものは、取扱説明書 2. (9) の記載を行うこと。

#### 「5 表示及び取扱説明書」について

##### 1. 表示

- 1. (3) (f) の記載例 生後○か月から○か月まで（生後 1 か月以上 4 8 か月以内）

##### 2. 取扱説明書

##### 2. (4) (a) 基準

適用範囲を示す場合に、体重を併記する場合は、厚生労働省「平成 22 年 乳幼児身体発育調査報告書」によるものとし、90 パーセンタイル値を準用することを原則とする。

例. 2 4 月 → 13kg まで、3 6 月 → 15kg まで、4 8 月 → 17kg まで

##### 記載例

A 形の例；生後 1 か月から 4 8 か月まで（生後 1 か月以上 4 8 か月以内）

→（新生児期を過ぎてから 4 8 月（体重約 17kg）まで）

生後 4 か月から 3 6 か月まで

→（首が据わった 4 か月（体重約 8kg）から 3 6 か月（体重約 15kg））

B 形の例；生後 7 月から 2 4 か月まで（生後 7 か月以上 2 4 か月以内）

→（しっかりおすわりができるお子さん（体重約 9kg）から、2 4 か月（体重約 13kg））



2. (6) 公共交通機関の乗り入れについて、ベビーカーを乗せる場合の注意及び乗り物への固定方法等を記載すること。

2. (7) 清掃方法について、樹脂等の手入れに適しないものがあればその旨を記載すること。

2. (9) カーシート等を取り付けられるもので、別の用途で使用されるものにあつては、次の記載を行うこと。

記載例

・SGマークはベビーカーのSG基準に適合した製品に表示されるもので、カーシート等の使用については、SGマーク制度の対象外である旨。